

令和6年度 第3回 山北町子ども・子育て会議 第3回 山北町放課後児童対策パッケージ運営委員会

日 時：令和6年12月24日（火）10:00～11:15

場 所：山北町役場 4階 401会議室

参加者：**委員**

河合委員、工藤恵委員、清水委員、伊藤委員、高橋委員、池田委員、石川委員、
吉尾委員、浦中委員、諸星委員、杉本委員、
[欠席]石井委員、今村委員、二宮委員

事務局

福祉課 内田課長、澤島主任主事
こども教育課 池谷課長、磯崎副主幹
保険健康課 小林保健師
[欠席]福祉課 杉山副主幹

配付資料：次第・委員名簿

- 【資料1-1】令和6年度子どもの生活に関するアンケート調査結果【小学5年生】
 - 【資料1-2】令和6年度子どもの生活に関するアンケート調査結果【中学2年生】
 - 【資料2】保護者及び子どもに対するアンケート調査結果の比較
 - 【資料3】令和6年度子ども・子育て支援事業計画に係る支援機関・団体ヒアリング調査結果
 - 【資料4】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画【素案】
 - 【資料5】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画策定のための意見募集（パブリックコメント）について
 - 【資料6】計画策定スケジュール（案）について
-

1. 開会（事務局）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日、二宮委員から会議のご欠席のご連絡をいただきましたので、ご報告させていただきます。

本会議は委員の過半数の出席によって成立いたしますので、第3回子ども・子育て会議及び第3回放課後児童対策パッケージ運営委員会を始めさせていただきます。

はじめに、河合議長からご挨拶いただきたいと思います。

2. あいさつ（河合会長）

3. 議題

子ども・子育て会議

議題（1）子どもの生活に関するアンケート調査及び支援機関・団体ヒアリング調査結果について

【資料1-1】【資料1-2】【資料2】【資料3】

《議長》

では議題の1つ目子どもの生活に関するアンケート調査について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

それでは説明させていただきます。まず、子どもの生活に関するアンケート調査及び支援機関・団体ヒアリング調査結果について、資料の1-1、1-2をご覧ください。これらは、会議前に事前に送付させていただいた資料になりますが、資料1-1「子どもの生活に関するアンケート調査（小学5年生）」、資料1-2「子どもの生活に関するアンケート調査（中学2年生）」の主だった結果を見比べていきたいと思えます。

まず、表紙の調査目的等の基礎項目が記載されているものになります。基本的には同一の内容になるのですが、1点、「調査方法」については、共通でタブレットによるアンケート調査の実施を予定していたのですが、他のところで調査が実施された際に、小学生のタブレットのほうでセキュリティ関係のエラーが発生し、タブレットでの実施が困難となりました。小学生のみ紙媒体での実施という形で行っております。

次に、3ページをご覧ください。

問4「あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）は次にうちどこですか」という設問になっています。各選択肢の回答数、またその回答総数に対する割合が記載されております。こちらはそれぞれ見ていきますと、設問に対して小学生の回答が「家」59人です。これは小学生の回答者数68人に対する割合としては86.7%であり、「インターネット空間」の回答が20名あります。こちらと同様に回答者数の割合に換算すると29.4%であったのに対し、中学生になると「家」という回答が29名です。中学生のほうは回答者数44名に対する割合としては65.9%と小学生の割合と比べると20%以上下落した一方、「インターネット空間」という回答が15名、割合に換算すると34%と上昇しております。ですから、「インターネット空間」が居場所として高い割合となる傾向結果となりました。わかりにくかったかもしれませんが、このアンケート結果にある割合は、回答総数なので、この設問自体が当てはまるものすべてに○をつけるので、1人の回答者が複数回答できます。この割合は回答された総数に対する割合です。私が今、ご説明で申し上げているのは、回答者数、人数ベースでの割合で比較説明をさせていただいております。口頭でわかりにくい部分があるかと思えます。申し訳ありません。

次に、4ページをご覧ください。

問7「心配ごとや悩みごとがあるとき、誰なら相談できますか」という設問に対して、小学生の回答が「家族の大人」が53人で、こちらは68人の回答者に対して77.9%であったのに対し、中学生になると「家族の大人」の回答が23人で割合にすると52.2%と25%以上下落しております。一方で中学生回答の「学校の友達」、「学校以外の友達」の回答割合は上昇していることから、家族以外の外部に相談相手が増える傾向が見られる結果となりました。また、小学生においては、問8の「あなたが現在助けてほしいことはどのようなことですか」という設問で、「悩みごとを相談できること」が25人、36.7%、「同じ悩みを持った人と知り合える」が15人で22%と悩みごとの相談に関する割合が高い結果となっており、問7の結果と合わせると、より身近な人に悩みごとを相談したい傾向があると思われれます。

次に、6ページをご覧ください。

問13「あなたが普段していることで、あてはまるものはありますか」ということで、こちらはヤングケアラーに対する設問となっております。小学生、中学生ともに家族の代わりに「兄弟のお世話」や「料理や洗濯をしている」割合が一定数いる結果となりました。

資料1-1と1-2の説明はここまでとなります。

続いて、資料2の「保護者及び子どもに対するアンケート調査項目結果の比較」をご覧ください。こちらは、保護者に対するアンケート結果と子ども本人に対するアンケート結果の同じ項目

について比較したものになります。比較の方法として、1のアンケート調査結果の比較についてという部分になりますが、子ども・子育てに関するアンケート調査を「保護者」として集計し、子どもの生活に関するアンケート調査、小学5年生と中学2年生を対象にしたアンケート調査結果を「子ども」として集計して、比較しています。2番のアンケート調査結果比較で、それぞれ設問ごとに比較をしております。

1つ目の設問について見ていくと、「あなたが現在助けてほしいことはどのようなことですか。」という設問に対して、子どもの「特にない」の割合が60.7%と最も高く、次いで「悩みごとを相談できること」の割合が25%と高い結果となりました。一方で保護者の「無料（低料金）の学習支援制度」の割合は44.7%と最も高く、次いで「同じ悩みを持った人と知り合える支援」の割合が20.6%と高い結果となり、一定数の子どもが、悩みごとを相談できる環境を必要としているのに対し、保護者では経済負担の少ない学習支援制度を求める割合が高い傾向がありました。

2つ目の設問ですが、「子どもの意見を山北町に伝えるために、伝えやすいと思うことは次のどれですか。」という設問に対して、子どもの「インターネットでアンケートを行う」の割合が62.5%と最も高く、次いで「学校を通じて意見を伝える」の割合が34.8%と高い結果となりました。保護者の「SNSなどを通じて意見を伝える」の割合は62.4%と最も高く、次いで「相談窓口を活用する」の割合が41.1%と高い結果となり、子ども保護者ともにインターネット環境による利便性の高い伝達手段を選ぶ傾向にありました。

3つ目の設問です。「ヤングケアラーという言葉を知っていますか。」という設問に対して、子どもの「知らない」の割合が76.8%と最も高く、「言葉も内容も知っている」の割合が8.9%と最も低い結果となりました。一方で保護者の「知らない」の割合は13.2%に留まり、「言葉も内容も知っている」の割合は77.8%と高い結果となり、子どもと保護者で対照的な結果となりました。

4つ目の設問です。「あなたの周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合、どうしますか。」という設問に対して、子どもの「本人に様子を聞く」の割合が39.3%と最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が33%と高い結果となりました。保護者では、子どもと同様「本人に様子を聞く」の割合が45.8%と最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が39.6%と高い割合となり、子ども保護者ともに同じ傾向が見られました。

5つ目の設問です。「あなたは「子どもの権利」について知っていましたか。」という設問に対して、子どもの「知らなかった」の割合が62.5%と最も高く、「名前も内容も知っている」の割合が8.9%と最も低い結果となりました。保護者では、「名前は知っていたが内容は知らなかった」の割合が41.1%と最も高く、「名前も内容も知っている」の割合35.5%と合わせると7割以上の方が認知しているという結果になり、子どもと保護者で対照的な結果となりました。

6つ目の設問です。「子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。」という設問に対して、子どもの「見た目で差別されないこと」の割合が81.3%と最も高く、次いで「障がいによって差別されないこと」の割合が75%と高い割合となりました。保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が85.1%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が70.9%と高い割合となりました。

資料2の説明は以上となります。

資料3につきましては、事前送付させていただいた資料になりますが、町内の関係機関・団体様に対してヒアリング調査を行った結果となります。関係団体の皆様におかれましては、調査にご協力いただきありがとうございます。内容については、各団体の皆さまから様々なご意見等いただいておりますので、個別に確認することは致しませんが、今後の町の子育て支援事業の取

り組みにあたっての参考とさせていただきます。今年度、実施をさせていただいた、この子ども本人に対するアンケートと関係団体様に対するヒアリング調査は試行的な部分がありますが、将来的なこども計画策定に向けてこれらの調査は今後も継続して実施をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

《議長》

議題1についてご意見ご質問があれば伺いたい。
なければ次の議題に移ります。

議題（2）第3期山北町子ども・子育て支援事業計画素案について【資料4】

《議長》

次に、第3期子ども子育て支援事業計画素案について、事務局からご説明をお願いします。

《事務局》

第3期山北町子ども・子育て支援事業計画素案について資料4をご覧ください。こちらについても、内容が多岐にわたるため、会議前に事前に資料を送付させていただいています。本日は資料を基に、主だったところを説明させていただきます。

まず、本計画の策定にあたっては、現行計画と比較して大きな変更点が2点あります。1つ目が、「こども基本法」の基本理念、「こども大綱」の基本方針、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」及び「山北町第6次前期総合計画」の基本理念を踏まえ、本計画の基本理念及び基本方針を定めている点です。2つ目が、前回の会議でもお伝えしましたが、第3期計画は、次期こども計画の策定を見据えた位置づけであるため、国のこども大綱を基に策定を進め、「子育て当事者への支援の充実」、「子ども本人への支援の充実」を、新たな施策体系として設定し、体系を成す各事業を整理している点です。施策体系ごとに関連する事業を一覧として整理し、子育て当事者、子ども本人に対する町の取り組みを整理し、可視化しやすいものとししました。

それでは、内容を順に確認していきたいと思いますので、目次のページをご覧ください。

まず、目次に沿って全体の構成を説明します。第1章「計画の概要」が1ページから6ページ、第2章「子どもを取り巻く現状」が7ページから18ページとなっており、2章の6「児童数の状況」までは、現行計画の内容と概ね同じ構成となっています。

続いて新たに追加した項目として、2章の7「子ども・子育てに関するアンケート調査結果」が19ページから27ページ、8「計画策定に向けた課題」が28ページから31ページとなっています。

続いて、こちらにも新たに追加した項目として、第3章「子ども・子育て支援施策の展開」が32ページから33ページとなっており、計画の基本理念等を記載しています。

次に第4章「施策の展開」では、教育・保育事業について35ページから41ページ、地域子ども・子育て支援事業について42ページから54ページ、新たに追加された項目として、6「子育て当事者への支援の充実」が55ページから57ページ、7「子ども本人への支援の充実」が58ページから61ページとなっています。

最後に、第5章「計画の推進」が62ページとなっており、続く資料編は内容を調整中です。

それでは具体的な説明に入っていきます。1ページをお開きください。

第1章「計画の概要」の部分で、1ページから6ページになります。ここでは、少子高齢化や

核家族化の進行によるライフスタイルの価値観が変化していく中で、児童虐待、ひきこもり、子育て家庭の孤独、孤立、格差拡大など、解決すべき社会問題が山積する中で、令和5年に施行されたこども基本法の基本的な方針では、次代を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、健やかに成長し、その権利が擁護される社会の実現が謳われ、町としても子育てがしやすい社会、子どもが安心して暮らせる町の実現のため、本計画を策定していこうということを記載しています。

2 ページでは、計画の法的な位置づけと他の関連計画との関係性を記載しています。

3 ページ、4 ページでは関係法令を抜粋して掲載しています。

5 ページ、6 ページでは、計画の策定期間及び策定体制について記載しています。なお、3の「計画の期間」に記載されている、「(仮称) かながわ子ども・若者未来計画」については、パブリックコメントを実施中であるため、今現在「仮称」という形の表記になっております。

続いて、7 ページをお開きください。

第2章「子どもを取り巻く現状」の部分で、7 ページから 31 ページになります。ここでは、人口と世帯の状況があり、おめくりいただくとグラフデータがあり、11 ページが就業の状況、女性の就業状況、配偶関係の状況、15 ページが出生率・合計特殊出生率の推移、17 ページが児童数の状況があります。

19 ページから 27 ページまでは、子ども・子育てに関するアンケート調査結果の中で、特に課題につながる部分を抽出して記載しています。

28 ページからは計画策定に向けた課題という部分で、19 ページから 27 ページで記載しているアンケート結果を基に抽出された課題というものを8つの項目にまとめたものです。こちらが基本的には第3期計画で取り組んでいくべき内容を課題として整理させていただきました。

続いて、32 ページをお開きください。

第3章「子ども・子育て支援施策の展開」の部分で、32 ページから 34 ページになります。ここでは、32 ページに基本理念、そして33 ページで基本方針、34 ページで施策体系をそれぞれ記載しています。施策体系については、基本方針を実現していくため、各施策、事業を位置づけている一覧表です。

続いて、35 ページをお開きください。

第4章「施策の展開」の部分で、35 ページから 61 ページになります。ここでは35 ページから 61 ページになります。ここでは35 ページから 41 ページまでの部分で、教育・保育に関するニーズ量の見込みに対応した確保方策や推進体制の確保の内容に関する事項などを記載しています。

42 ページから 54 ページの部分では、各地域子ども・子育て支援事業に関する事業概要、今後の方向性、今後のニーズ量の見込み量とそれに対する確保方策について記載しています。42 ページから順に、地域子育て支援拠点事業、預かり保育、一時預かり事業というように続いており、各事業が記載されております。この中で 42 ページの地域子育て支援拠点事業を例にとり見ると、①「事業の概要及び現状」とあり、②「今後の方向性」、③「事業実績及び今後のニーズ量見込み」とあり、この③の部分の事業実績と今後のニーズ量見込みはそれぞれ上の段が令和2年度から今年度までの事業実績と、下の段が今後のニーズ量の見込み、令和7年度から令和11年度の表になっております。上の表の令和6年度の事業実績については、今年度の事業実績になるためまだ数値が確定していない部分があり、空欄とさせていただいている部分があります。最終的には3月に製本する段階で実績値が入ります。

1点、訂正がございます。58 ページの7番の「子ども本人への支援の充実」の一番下の「健康普及員」の事業に関する記載です。こちらは健康普及員 38 名とありますが、来年度人数が変更

となる可能性がありますので、この「自治会から推薦された 38 名の」という部分で人数の記載を削除する方向で調整しております。

第 4 章のここまでの部分が、神奈川県へ計画内容の協議をする際の記載必須事項となっております。

55 ページから 61 ページの部分では、こども大綱に基づき新たに基本方針として追加した「子育て当事者への支援の充実」と「子ども本人への支援の充実」について、それぞれの施策及び事業を整理しています。子育て当事者への支援の充実は、(1)ひとり親家庭の自立支援の推進、(2)妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減、(3)子どもの貧困対策の推進、(4)安心して子育てができる社会の実現、(5)仕事と生活の調和と基盤整備の 5 つの施策から成り立ちます。続いて 7 番の「子ども本人への支援の充実」については、(1)ライフステージを通じた子育て支援の推進、(2)障害児・医療的ケア児に対する支援、(3)児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化、(4)子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージの推進）、(5)子どもが権利の主体であることの社会全体への周知となっております。

続いて、62 ページをお開きください。

第 5 章「計画の推進」の部分になります。ここでは、年度ごとの点検・評価により、各事業の進捗状況を管理するとともに、利用者の動向等を鑑みながら必要に応じてニーズ量見込み及び確保量の見直しを行い、必要に応じて関係機関と連携を図っていくことが記載されています。

63 ページから 67 ページは「資料編」となっています。構成としては、町条例、委員名簿、計画策定の経過、用語集となっております。用語集は計画内で使われている注釈が必要となる言葉の解説を記載する予定です。

素案の内容については以上となります。

本日、素案についてご意見をいただき、修正したのち、1月中旬から下旬にかけてパブリックコメントを予定しています。パブリックコメントまでに再度、会議を開催することが困難なので、今日いただいたご意見を基に修正を行い、会長にご確認いただき、承諾していただけたものを案としてパブリックコメントに提示する予定となっております。

資料 4 の素案についての説明は以上になります。

《議長》

内容が多くなかなか難しい部分もあるかと思えます。いかがでしょうか。事前に目を通していただいていると思えます。皆さんのほうから、ご意見等ご質問があれば伺いたい。

《委員》

33 ページの基本方針 1 が「幼児期の学校教育・保育の実施」と書いてあります。学校が入る意味はあるのですか。いくつか学校教育と入っているところがあります。このような記載だと幼児期に学校に向けた教育という意味になりますか。教育だけではいけませんか。内容を見ても、就学に向けた教育という意味ではないように思います。

《事務局》

関係各課と確認して対応させていただきます。

《委員》

「ぴよぴよ教室」という事業があります。それがどこにも記載されていません。ぴよぴよ教室

は子ども本人もそうですが、保護者の部類に入る内容なのか、どのように分類すればよいのでしょうか。やっているのになぜ入っていないのかと疑問に思いました。

《委員》

びよびよ教室は産後サポートの事業になるかと思えます

《事務局》

保険健康課と調整の上、事業を計画書に反映していきます。

《委員》

せっかく事業としてやっているのに何も触れられていないのはおかしいと思えました。

《委員》

びよびよでは母乳相談などもやっているの、58 ページに入ると思えます。

《事務局》

58 ページの「子ども本人への支援の充実」に当てはまると考えますが、担当部署と調整します。

《委員》

小学生、中学生にアンケート調査をしましたが、問 19 で、「スポーツ施設をつくってほしい」や「みんなとご飯を一緒に食べたり遊んだりする場所がほしい」というのは、この中に入っていないのではないのでしょうか。せっかく子どもたちや保護者の方にアンケートを取ったのに、「補助金を検討します」や「今後も強化できるように進めていきます」ということも入っていません。アンケートを取った内容がここに入っていない。そういったものが入ると山北町はいいなとみんなが思えるのではないかと思います。

《事務局》

子どもや保護者の要望にどう応えるのかということでしょうか。

《委員》

子どもの要望だけではなく、保護者の要望もあります。具体的に出してくれているのに、それに対して回答がありません。来年から「補助金を上げられるように頑張ります」とか、そのようなものしか入っていません。上がってきた意見を拾えるようなところをつくっていただければと思います。全部叶えるのは無理だということは最初にお聞きしましたが、1 つも叶わなければやる意味がありません。

《委員》

何のためにアンケートを取っているかという話になりますよね。この資料をつくるために取っているアンケートなのか、町の人の意見を聞くためのものなのかというところが少しずれているのではないのでしょうか。アンケートを取ったのに取りっぱなしではなく、このアンケートの中でこのような要望があったからこれができるとか、これは無理というのなら、無理なら無理でアピールすべきだと思います。アンケートを取ったけれど、それに対する答えはどこにいつてしま

ったのかと感じられるアンケートが多い気がします。

《議長》

町としてはどう対応されるのでしょうか。財政の問題もあると思いますし、アンケートで出てきたことすべてを具現化させるのは難しいかもしれません。それはよくわかりますが、今のお話のように、なぜアンケートを取ったのかというところは問われてくると思います。

《事務局》

保護者のアンケートで出た項目で特に目立ったのは、支援センターの関係や子育て支援施策を充実してほしいといったことが具体的にありました。予算の調整時期で、そういったものを盛り込んで、来年度、予算化されるか否かという段階にあります。いつできるかというのは、はっきり落とし込めないというのが素直なところです。町では、子育て支援のプロジェクトを立ち上げており、子育て支援センターやおむつの関係などの見直しは前向きに取り組んでいるところです。そこをこの計画の中で「7年度からできます」と現段階で明記するのは難しいです。

《委員》

アンケートの調査結果をいただいて、衝撃的だと思うことが多くありました。この点数が多かったということよりも、こんなことが回答で出てしまうのだという、少数であってもこう思っている子どもがいるのだということにも目を向けるべきだと思います。ここがすごく大事だと思ってアンケートを見させていただきました。課題に沿うという形で説明を受けたので、細かいことまでは載せられないのかと思って話を聞いていましたが、アンケート結果については拾ってほしいところが沢山あります。私の感覚では、中学生のアンケートの回答については中学生らしい回答だと思いました。小学生は、素直に真剣に自分の思いを答えてくれたのではないかということが見られました。今すぐ助けが必要な子どもがいるのではと思いました。ヤングケアラーについては課題のほうにも入っています。子どもたちがヤングケアラーについてのアンケートをやってほしいといった回答を自由意見のところに出されています。その子どもがそうなのか、周りにいるのかということが大事になります。せっかく答えてもらった内容なので細かく拾い上げていくべきだと思います。ヤングケアラーについて、保護者の方も知っている方は多くいましたが、知らない方もいらっしゃいます。知らなくて気づかないうちにそうさせてしまっている方がいるのではないかと怖い部分も感じています。もう少し内容を細かく拾っていただきたいと思います。

《委員》

子どもたちから「悩みや相談をしたい」という回答が出ていました。それに対して、どのようにしたら子どもたちの悩み事を拾い上げられるのだろうかと考えてみたのですが、山北町には子どもたちの心配事をすくい上げるような場があるのでしょうか。身近な家庭がありますが、そこまで子どもの悩みをすくい上げるゆとりがあるかどうかということもありますし、子どもたちがいっているとしたら保育園で悩み事や心配事があるかどうかはわかりませんが、小学生くらいになると自分の家庭のこと、友だちのことなどいろいろな悩み事や心配事が出てきます。中学校はそれ以上だと思います。家庭にゆとりがないとしたら、どこですくい上げればよいのでしょうか。そう思ったときに、山北町にはそのような場がないような気がします。川村小学校さんは学校の中にスクールカウンセラーさんはいらっしゃるのですか。

《委員》

カウンセラーの方や心理士さんには定期的に入っただいただいています。それ以外でも学校の全児童を対象にいじめのアンケートを実施しております。もし児童指導の案件が入った場合は、速やかに管理職のほうにも届けてもらっていますし、チームをつくって話をするというところまでは取り組んでいます。ただ、自分で声を上げないところが多いので、そこを拾うというのは非常に難しいです。本校の担任は子どもをよく見ているので、気になった案件についてはすぐに報告しています。どのように対応するかということはチームで動くことはできます。実際、おっしゃるように完全に拾えていくかということ、問題を抱えている子どもほど何も言わないということがあります。小さいお子さんを抱えていて共働きのところなどでは兄弟で交代に休むなど、憶測なので言えないのですが、そのような傾向があるのは間違いないです。それについて学校から実際どうなのかということ聞きにくいので、そこは見えていくしかないということで職員同士話しています。

《委員》

残念ながら中学校の参加がないので、中学校でどのような対応をしているのかはわからないのですが、子どもたちが悩みや心配事をもう少し拾い上げる場所があればと思いました。

《委員》

心配事や悩みがあるときに、誰なら相談できそうかという設問で、「学校」や「大人」はとても低いです。家族に相談できればよいと思うのですが、友だち同士の中で学校帰りに相談し合っているという結果が出ています。友だち同士であっても、それをどこかで話せる場所が必要なのかと思います。自分たちの声を聞いてほしいという意見がかなりあります。それは5年生であってもそのような場所がほしいと求めているので、それは取り上げていく必要があると思います。

《委員》

悩み事を相談したいけれど、この結果を見ると「学校」の数は本当に少ないです。相談したいけれど学校には相談できない、したくないというという意味なのだろうと思います。そうすると、じゃあそれをどこで拾っていくのかということが必要なことで大切なことなのだと思います。

《委員》

小学5年生に関して、悩んでいることに「お金のこと」や「健康のこと」というところに入れている子どもがいます。驚きました。保護者の中でも困っているという結果が出ている上に、5年生の子どもたちの中でもそれを気にしている子どもがいるのはかなり問題ではないかと思います。助けてほしいからアンケートがちょうどよいタイミングだったのだと思います。次年度に向けてこれから話し合っていきますとか、これから決まっていきますということは仕方ないと思うのですが、早急に拾ってあげなければならない子どもがいるのだということでは対応しなければいけません。

《議長》

民生委員さんの関係で、他の地域でそれに対応するような活動をされている事例はないのですか。

《委員》

神奈川県の中で子ども食堂を開設しているという事例はあります。

《議長》

それは民生委員さんではなく、ボランティアの人たちがやっているのですか。

《委員》

そうであることもあり、民生主任児童委員のほうで音頭を取ってやるなど、そういうことも県下では結構あるそうです。子ども食堂という場をつくれば貧困であったりする子どもたちを少しは救えるのではないかという部分はありますが、子ども食堂というかなりの土台がないとできません。

《議長》

子ども食堂が、全国で 10,000 件に達したという報道がありました。今は子どもに何かを食べさせるというよりも、子どもの居場所としての意義があるという記事がありました。昔に比べると子ども食堂の数は増えてきて、単なる食べさせる場所ではなく、いろいろな悩みを相談できるような場所としてあればそれなりの意味があると思います。何代か前の総理大臣が国会で子ども食堂のことについてどう考えておられるかといったら、援助します、支援しますという言い方をしました。これはおかしいと思いませんか。子ども食堂があるような経済状況にしてはいけませんのであり、国のほうが働きかけて食堂をつくる人たちに援助をしていくという施策をしなければいけないと思います。しかし、新聞記事を見たときに、確かに居場所としての価値はあるのだろうと思いました。ただ、山北町には子ども食堂はないですね。

《委員》

NPO 法人で 1、2 回はやったことがあるという程度です。ただ、それは食べるものを与えるということではなく、別の意味を持った子ども食堂が必要なのだろうと思います。そうすると、やはり安定的に継続してできるところがやらないと意味がありません。とても大変なのだろうと思います。ある程度の基盤を持った団体で場所もあるとこができれば。これは継続してやらないと意味がなく、単発で終わってしまえばただお腹を満たすだけのことになってしまいます。お腹を満たすだけのもので、山北町で食べるものもないくらい困っている人はどれくらいいるのだろうと思います。子ども食堂をやるとしても、すぐに 10 人きましたというようにはならないと思います。二の足を踏む子どももいれば、世間体を考える親御さんもいます。継続してやらないと居場所にもなりませんし、意味もないです。簡単に考えるなら、子ども食堂でなくてもよいと思います。小中学生が簡単にいって、そこで勉強ができて遊べる、集まれる場所があればよいです。生涯学習センターの踊り場で小さなテーブルで何人が話をしているのをたまに見かけます。そこで勉強したい子どもがいて、大人が 1 人いてたまに教えてくれて面倒を見てくれる、声をかけてくれるというところでは、1、2 歳児の支援センターのもう少し大きい子ども版みたいなものでも居場所にはなると思います。フリースペースみたいな場所でも居場所になるのではないのでしょうか。ここにスペースがあっても、隣が学習室なので騒がしくしてもいけませんし、テーブルやイスがあるわけではないので、そこをフリースペースとは呼べません。フリースペースとして充実しているところがあれば、子ども食堂でなくてもよいです。

《委員》

それが 53 ページの「児童育成支援事業」というところで「実施はありません」となっています。「ありません」と断言してしまうのではなく、積極的に実施を検討してもらえたらよいと思います。

《委員》

例えば、このアンケートで拾ってできたものがそれだということであれば、ちゃんと結果も出ていることになります。お金を使わなくてもできるのではないですか。

《議長》

ありがとうございました。事務局のほうで検討していただければと思います。子どもが自由に出入りできて過ごすことができるような場所があればよいと思います。昨年、小、中、高校生までも含めた不登校が 34 万人というすごい数になっています。たくさん子どもたちが、学校に年間を通していけないわけではないと思いますが、そのような状況にあります。山北町に不登校の子どもが何人いるのかわかりませんが、今の子どもたちは非常にデリケートです。ソフトな対応が必要だと思います。では、次に移らせていただきます。

議題（3）意見募集（パブリックコメント）について【資料5】

《議長》

議題（3）意見募集（パブリックコメント）について、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

意見募集（パブリックコメント）について、資料5をご覧ください。

パブリックコメントについては、第3期の計画策定にあたり、広く町民の方からの意見を募集し、この計画に反映させるため、意見募集を行うものです。意見を募集する期間は、令和7年1月16日から1月30日を予定しています。意見を提出できる方は、町内在住の方、町内在学の方、町内在勤の個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人となっています。閲覧場所は、福祉課窓口、清水支所、三保支所及び町ホームページとなっています。意見の提出方法ですが、窓口、郵送、ファクシミリ及び電子メールでの送付となっています。留意事項としては、記載されているものが3点あります。電話または窓口での口頭によりご意見は受け付けできませんということ、意見に対して個別回答や提出いただいた書類の返却は行いませんということ、また、ご提出いただいた書類については、個人情報を除いて意見の概要と、それに対する町の考え方を後日公表させていただきますということの3点になっております。なお、これらの内容については、1月16日発行のお知らせ版や町ホームページにより周知を予定しています。説明については以上になります。

《議長》

議題3についてご意見ご質問があれば伺いたい。

なければ次に移ります。

議題（4）計画策定スケジュール（案）について【資料6】

《議長》

続いて、議題（４）計画策定スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

《事務局》

計画策定スケジュールについて、資料6をご覧ください。

まず、12月24日、本日の会議で審議いただいた内容となります。子どもの生活に関するアンケート調査結果について、支援機関・団体ヒアリング調査結果について、計画素案の審議、先ほどのパブリックコメントについてという内容です。本日の内容を計画素案に改めて反映し修正したものを会長にご確認いただき、1月にパブリックコメントを行います。意見の募集期間は1月16日から1月30日となっています。

次に、2月7日が神奈川県への法定協議の期日となっています。本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条第9項に基づき、神奈川県へ法定協議を行うことが定められています。法定協議とは、教育保育及び子育て支援事業の提供体制やそのニーズ量に関する内容をこの計画に盛り込まなければならない必須項目及び任意項目があります。これらの項目について県の確認を受けることが定められています。また、今回の法定協議の期限は令和7年2月7日となっているため、次回、第4回目子ども・子育て会議の日程を考慮いたしますと、法定協議後に計画内容に変更が生じる可能性があります。この点に関しては、神奈川県に協議後の軽微な修正は問題ないということを確認しております。

次に、2月上旬に第4回子ども・子育て会議を予定しています。ここでは、パブリックコメントの結果の報告をさせていただくとともに、計画案の最終確認をしていただく予定となっています。計画内容の確定後、3月の定例議会全員協議会において、計画の概要についての説明を行い、計画の製本を行います。併せて、神奈川県より法定協議受理通知があり次第、神奈川県へ計画書を送付します。そして、4月に委員の皆様や関係機関に対し計画書の配付及び町ホームページへの計画書の掲載を予定しています。説明は以上になります。

《議長》

ご意見ご質問があれば伺いたい。

なければ次に移ります。

議題（５）その他

《議長》

議題（５）その他について、皆さんのほうから何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題についてはすべて終了となります。ご協力、ありがとうございました。

事務局に進行をお返しいたします。

《事務局》

ありがとうございました。全体を通してご意見等ございましたらいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第3回子ども・子育て会議及び第3回放課後児童対策パッケージ運営委員会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ご協力いただきましてありがとうございました。

5. 閉会

11:15 終了

以上